

精神保健福祉士

心の病がある方の生活や就労を支援するソーシャルワーカー

第27回精神保健福祉士国家試験合格率

(2024年度)

通信教育部
(現役生)

95.2%

全国
第1位*

全国平均

70.7%

*新卒受験者10名以上の通信制大学での集計値

今、求められている人材とは



社会福祉学科
教授

三城 大介

精神保健福祉領域における課題は、心に変調をきたした方への受療支援や生活支援にとどまらず、予防や健康の維持増進まで求められています。

そのため、精神保健福祉対象領域は医療機関や福祉事業所のみならず、生活全般に拡大され、企業内でのメンタルヘルスの維持も対象とされています。そして、その一端を担うことが精神保健福祉士に求められています。

入学後は、精神保健福祉領域に限定せず、幅広く心理学や社会学、地域と臨床など隣接する学問領域や関連する領域を俯瞰的に学ぶ姿勢を意識してください。

社会という臨床の場に立つ皆さんだからこそこの学びを深めていただきたいと願っています。

精神保健福祉士の魅力

精神保健福祉士が対象とするメンタルヘルスの課題は、自殺やひきこもり、発達障害、ヤングケアラー、セルフネグレクト（支援を求めるない者）など、対象や課題が多様化・複雑化しています。それらの課題によって生活の継続に困難をきたした方々に対し、多職種・多機関と連携・協働しながら課題の解決を図るところに、精神保健福祉士の専門性があります。

また、生活のしづらさを抱える方々に寄り添い、生活をより良くしていくためにかかわっていき、支援者自身もともに成長するところに、その魅力があると言えます。

本学通信教育部における取得方法



実務経験による実習免除制度

入学前に1年以上の「精神障害者の社会復帰に関する相談援助」の実務経験を有する方は、実習科目（精保実習Ⅰ・Ⅱ、精保実習指導Ⅰ・Ⅱ）が履修免除になる可能性があります。

※実習免除を希望する方は、出願前に事前確認を受ける必要があります（詳細は、「募集要項」参照）。

働きながらでも安心。
「科目等履修生」で1科目から学べます

「まずは1科目から」——科目等履修生制度なら、気軽に通信教育を体験しながら、自分のペースで学び始めることができます。

修得した単位は、正科生として入学後もそのまま有効。働きながらの学びを、無理なくスタートできます。

※演習・実習指導・実習科目以外の指定科目が履修可能。

※国家試験受験資格を得るには、正科生への再入学が必要。

演習・実習指導・実習

① 精神保健福祉演習・精神保健福祉実習指導

(履修方法 : SR 仙台会場のみ)

実習前年度・実習の前後に会場スクーリングを開講。
ロールプレイを用い、専門性を養います。

② 精神保健福祉実習

(受講定員 40 名)

福祉施設・医療機関それぞれの実践場面での「かかわり」を通して、知識・技術・価値を実践的に理解します。

各年次の中心となる学習（実習受講の場合）

4年次 事前指導スクーリング、医療機関実習、
事後指導スクーリング、国家試験受験対策

3年次 事前指導スクーリング、福祉施設実習、
事後指導スクーリング

2年次 演習スクーリング、実習選考試験

1年次 共通基礎科目の単位修得

指定科目の単位修得

学びを通して、
どのような力を身につけて
ほしいか

演習・実習指導では、将来精神保健福祉士として様々なフィールドにおいて、クライエントとその家族に寄り添いながら支援に携わり、専門職として自身も成長し続けるための基礎となる、「いかにより良く学ぶか」という「学びの所作」を身につけていただきます。

また、演習・実習指導は、臨床現場の関係者ならびに実習指導者から、より深く充実した学びを得るための準備段階に位置付けられます。そのため、個々人それが、主体的・積極的に「学びの実践」に取り組まれることを希望いたします。

社会福祉学科
講師
小野 芳秀



本学独自の国家試験対策講座



本学では毎年、国家試験の出題範囲を余すことなく網羅した約200本の動画コンテンツと、月1回のライブ講座を組み合わせた充実の対策講座を提供しています。

さらに、受験勉強中の孤独を感じさせないよう、教職員が一丸となって学生を支えるサポート体制も本学の大きな魅力の一つです。

学費の目安（卒業までの総費用）

● 1年次入学

実習受講者 91万円

実習免除者 77万9千円

卒業までの最短年数

実習受講者・免除者：4年

● 3年次編入学

実習受講者 66万5千円

実習免除者 44万4千円

卒業までの最短年数

実習受講者：3年

実習免除者：2年

※詳細は、『募集要項』を参照ください。

精神保健福祉士の活躍の場

医療機関：精神科病院、精神科診療所など

福祉施設：障害福祉サービス事業所など

司法施設：保護観察所など

教育機関：スクールソーシャルワーカーなど

企業：従業員のメンタルヘルス支援部署など